

主な犯罪被害者等相談窓口



福島県

《総合的対応窓口》生活環境部共生社会・女性活躍推進課
【平日】8:30～17:15 TEL.024-521-8718

警察

《犯罪被害相談》県警察本部県民サービス課
【平日】8:30～17:15 TEL.024-522-2151(代表)
又は最寄りの警察署
《性犯罪被害相談》県警察本部性犯罪被害110番
24時間対応(土日祝日及び執務時間外は県警察本部当直で対応)
TEL.#8103又は0120-503-732

(公社)ふくしま被害者支援センター

《電話相談・面接相談、直接的支援など》
【平日】9:00～17:00 TEL.024-563-3724
※福島県公安委員会指定「犯罪被害者等早期援助団体」
認定NPO法人全国被害者支援ネットワーク加盟

性暴力等被害救援協力機関 SACRAふくしま

《性暴力等被害相談》
【平日】9:00～17:00
TEL.#8891又は024-563-3722
※上記以外の時間でも国のコールセンターに電話が転送され、相談をすることができます。

福島県女性のための相談支援センター

《電話相談等》
【祝日・年末年始を除く】9:00～21:00
TEL.024-522-1010

日本司法支援センター 法テラス

《相談窓口紹介、支援制度紹介、弁護士紹介》
【平日】9:00～21:00 【土曜】9:00～17:00
TEL.0120-079714

福島地方検察庁被害者ホットライン

《犯罪被害者の司法手続きに関する相談》
【平日】9:00～17:00 TEL.024-534-5135

地方法務局

《みんなの人権110番》
【平日】8:30～17:15 TEL.0570-003-110

犯罪被害者等支援市町村総合的対応窓口 【平日】8:30～17:15

福島市	生活課	TEL.024-535-2121
会津若松市	市民協働課	TEL.0242-39-1221
郡山市	タイバーシティ推進課	TEL.024-924-3351
いわき市	生活安全課	TEL.0246-22-7446
白河市	生活防災課	TEL.0248-22-1111
須賀川市	市民安全課	TEL.0248-88-9128
喜多方市	危機管理課	TEL.0241-24-5272
相馬市	生活環境課	TEL.0244-37-2144
二本松市	生活環境課	TEL.0243-55-5102
田村市	社会福祉課	TEL.0247-81-2273
南相馬市	生活環境課	TEL.0244-24-5240
伊達市	生活環境課	TEL.024-575-1290
本宮市	生活環境課	TEL.0243-24-5361
桑折町	健康福祉課	TEL.024-582-1134
国見町	住民防災課	TEL.024-585-2115
川俣町	総務課	TEL.024-566-2111
大玉村	住民生活課	TEL.0243-24-8091
鏡石町	税務町民課	TEL.0248-62-2112
天栄村	住民課	TEL.0248-82-2119
下郷町	健康福祉課	TEL.0241-69-1199
檜枝岐村	住民課	TEL.0241-75-2502
只見町	町民生活課	TEL.0241-82-5100
南会津町	住民生活課	TEL.0241-62-6120
北塩原村	保健福祉課	TEL.0241-23-3113
西会津町	福祉介護課	TEL.0241-45-2214
磐梯町	町民課	TEL.0242-74-1215
猪苗代町	総務課	TEL.0242-62-2111
会津坂下町	生活課	TEL.0242-84-1500
湯川村	住民課	TEL.0241-27-8810
柳津町	町民課	TEL.0241-42-2118

三島町	総務課	TEL.0241-48-5511
金山町	保健福祉課	TEL.0241-54-5131
昭和村	総務課	TEL.0241-57-2113
会津美里町	健康ふくし課	TEL.0242-55-1145
西郷村	防災課	TEL.0248-21-5190
泉崎村	住民生活課	TEL.0248-53-2112
中島村	住民生活課	TEL.0248-52-2112
矢吹町	まちづくり推進課	TEL.0248-42-2112
棚倉町	健康福祉課	TEL.0247-33-2117
矢祭町	町民福祉課	TEL.0247-46-4574
塙町	総務課	TEL.0247-43-2111
鮫川村	住民福祉課	TEL.0247-49-3112
石川町	防災環境課	TEL.0247-26-9127
玉川村	総務課	TEL.0247-57-3101
平田村	住民課	TEL.0247-55-3112
浅川町	総務課	TEL.0247-36-4121
古殿町	健康福祉課	TEL.0247-53-4616
三春町	住民課	TEL.0247-62-8126
小野町	町民生活課	TEL.0247-72-6933
広野町	環境防災課	TEL.0240-27-2114
楢葉町	保健福祉課	TEL.0240-23-6102
富岡町	生活環境課	TEL.0240-22-9004
川内村	住民課	TEL.0240-38-2113
大熊町	住民税務課	TEL.0240-23-7146
双葉町	健康福祉課	TEL.0240-33-0131
浪江町	介護福祉課	TEL.0240-34-0238
葛尾村	住民生活課	TEL.0240-29-2112
新地町	町民生活課	TEL.0244-62-2115
飯舘村	健康福祉課	TEL.0244-42-1633

福島県犯罪被害者等 支援条例

～被害者をみんなで支え、安全で安心な社会へ～



犯罪被害者等支援シンボルマーク
ギョットちゃん

福島県では、犯罪等により被害に遭われた方やその御家族、御遺族が早期に被害から回復し、再び日常生活を営むことができるよう、県や県民、事業者、市町村、民間支援団体などの様々な主体が連携・協力し、県全体で犯罪被害者等を支え合う安全で安心な社会の実現を目指して、「福島県犯罪被害者等支援条例」を制定しました(令和4年4月1日施行)。

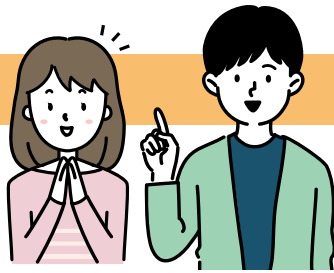
福島県生活環境部共生社会・女性活躍推進課

TEL:024-521-7188

E-mail:dei@pref.fukushima.lg.jp

条例の基本理念

福島県では、条例の基本理念に基づき、関係機関と連携しながら、犯罪被害者等の支援を推進していきます。



条例の基本理念

- ◆ 犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されること。
- ◆ 犯罪被害者等が受けた被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に行われるとともに、再被害及び二次被害が生じることのないよう十分配慮されること。
- ◆ 犯罪被害者等が安全で安心して暮らすことができるよう、必要な支援が途切れることなく提供されること。
- ◆ 国、県、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係するものによる相互の連携及び協力の下で行われること。

周囲の皆さんの理解と配慮が大切です

犯罪被害者等にとって、周囲の人たちの温かい支えは回復への大きな力となります。

一方で、誹謗中傷や無責任なうわさ話はもちろんのこと、無理に励ますような言葉(「頑張って」「運が悪かった」など)は、逆に犯罪被害者等を傷つけてしまうことがあります。

犯罪被害者等に接するときは、置かれている状況や心情を理解し、その人の気持ちに寄り添った配慮をしましょう。



直接的な被害

命を奪われる・家族を失う

けが・障がいを負う

財産を奪われる



二次被害

精神的なショックや身体の不調

捜査や裁判の過程における
精神的、時間的負担

無責任なうわさ話や過剰な取材・
報道による精神的被害

医療費の負担や失職・
休職などによる経済的困窮

福島県犯罪被害者等支援条例の概要

第1章 総則

第1条 目的

- 犯罪被害者等が受けた被害の回復又は軽減及び犯罪被害者等の生活の再建を図ること並びに犯罪被害者等を社会全体で支え、誰もが安全に安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

第4条～第8条 責務等

- 県は、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的に策定し、計画的に実施する。
- 県民、事業者、市町村、民間支援団体は、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深め、県の実施する施策に協力するよう努める。

第2章 推進の体制等

第9条 犯罪被害者等支援計画

- 犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、犯罪被害者等支援に関する計画を定める。

第3章 基本的な施策

第12条 相談及び情報の提供等

- 犯罪被害者等が抱える問題への相談対応や支援に精通した者の紹介などの施策を講ずる。

第13条 日常生活の支援

- 犯罪被害者等が平穏な日常生活を営むことができるようにするため、民間支援団体等と連携し、必要な施策を講ずる。

第14条 心身に受けた影響からの回復支援

- 心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずる。

第15条 安全の確保

- 犯罪被害者等が再被害や二次被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、必要な施策を講ずる。

第16条 居住の安定

- 犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るとともに、再被害や二次被害を防止するために必要な施策を講ずる。

第17条 雇用の安定

- 犯罪被害者等の雇用の安定を図るとともに、職場における二次被害を防止するため、事業者に対する啓発などの必要な施策を講ずる。

第18条 経済的負担の軽減

- 経済的な助成に関する情報提供や助言などの必要な施策を講ずる。

第19条 大規模事案における支援

- 死傷者が多数に上る事案その他の重大な事案が県内で発生した場合について、犯罪被害者等に対して直ちに支援を行う必要があると認めるときは、市町村、民間支援団体その他関係機関と協力して、支援の体制を整え、必要な支援を行う。

第20条 県民が県外で発生した犯罪等により被害を受けた場合等の支援

- 民間支援団体その他関係機関と連携して、犯罪被害者等が直面している問題について相談に応じるなど、必要な施策を講ずる。

第21条 保護、捜査、公判等の過程における配慮等

- 犯罪被害者等の心身の状況、その置かれている環境等に関する理解を深めるための訓練や啓発などの必要な施策を講ずる。

第22条 県民の理解の増進

- 県民の関心を高め、犯罪被害者等が置かれている状況や支援の必要性などについての理解を深めるため、広報、啓発、教育の充実などの必要な施策を講ずる。

第23条 学校における教育の実施等

- 児童、生徒等に対して犯罪被害者等の置かれている状況や支援の必要性について理解を深めるとともに、二次被害を防止するための教育などの必要な施策を講ずる。

第24条 人材の育成

- 相談、助言、日常生活の支援等を担う支援従事者を育成するために必要な施策を講ずる。

第25条 支援従事者の二次受傷に対する支援

- 支援従事者の安全を確保するため、研修、相談、支援などの必要な施策を講ずる。

第26条 民間支援団体に対する支援

- 民間支援団体が適切かつ効果的に支援を推進することができるよう、情報の提供や助言などの必要な施策を講ずる。

第27条 個人情報の適切な管理

- 県や支援従事者は、犯罪被害者等及びその関係者の個人情報を適切に管理しなければならない。